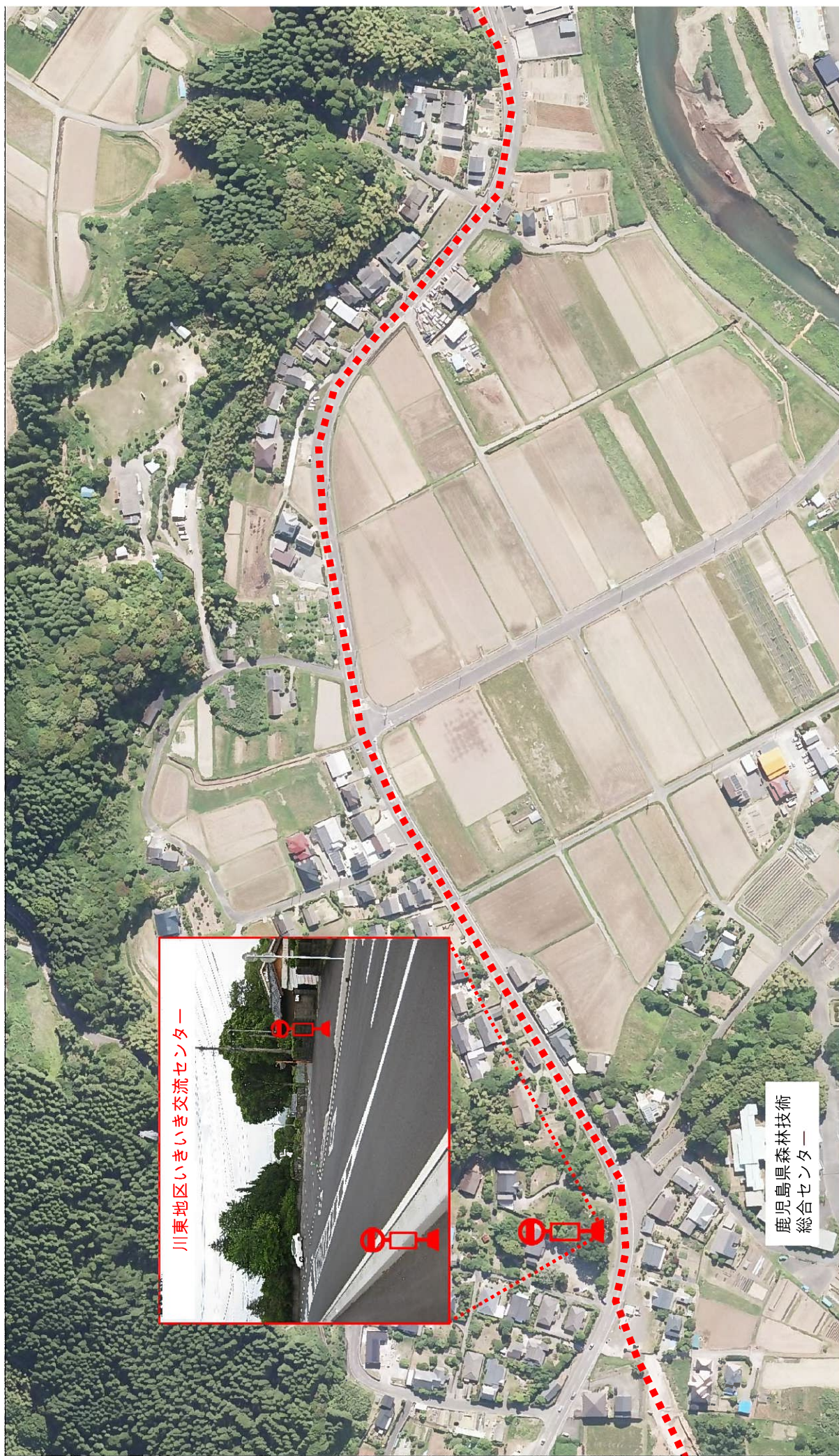
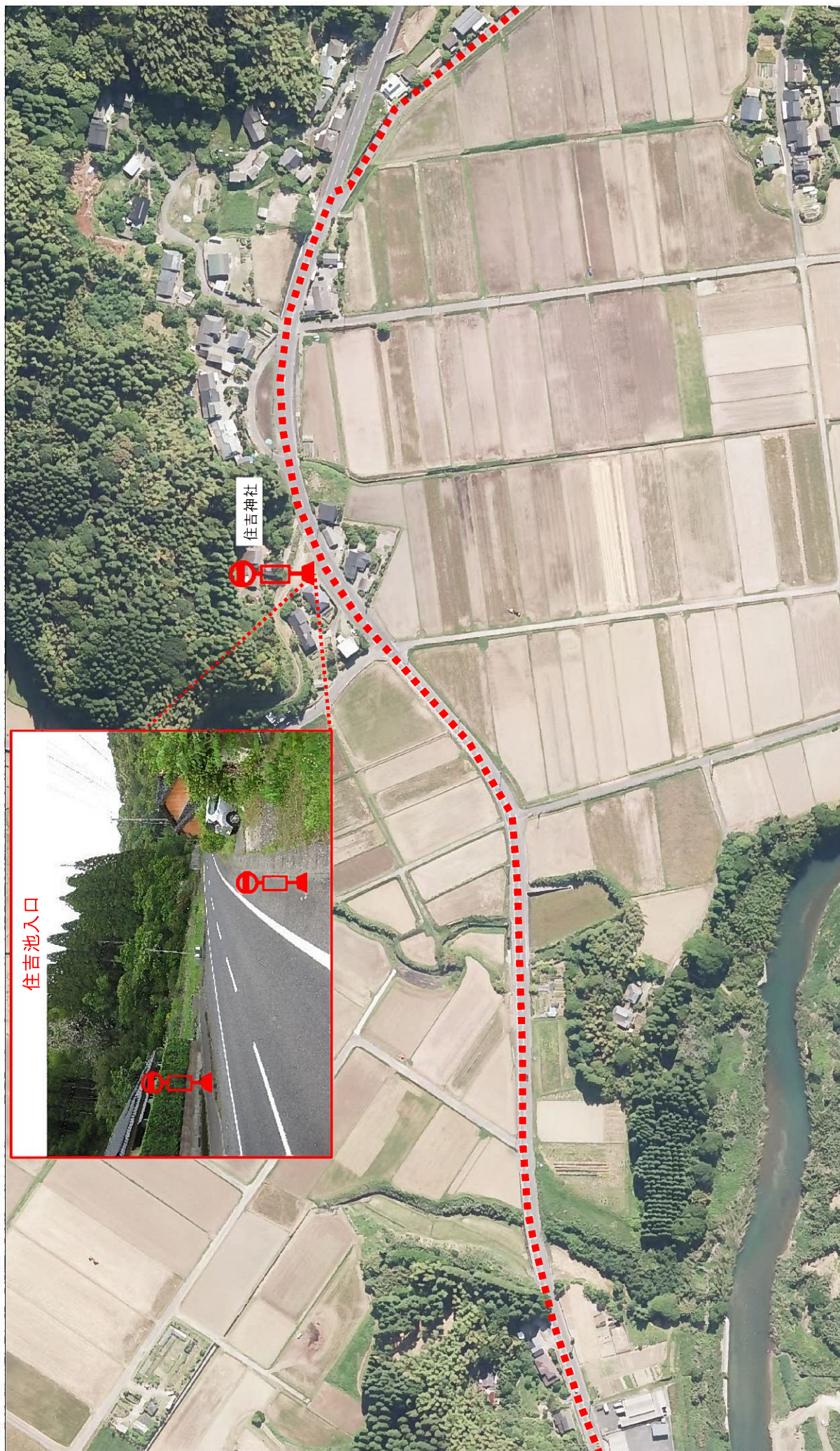


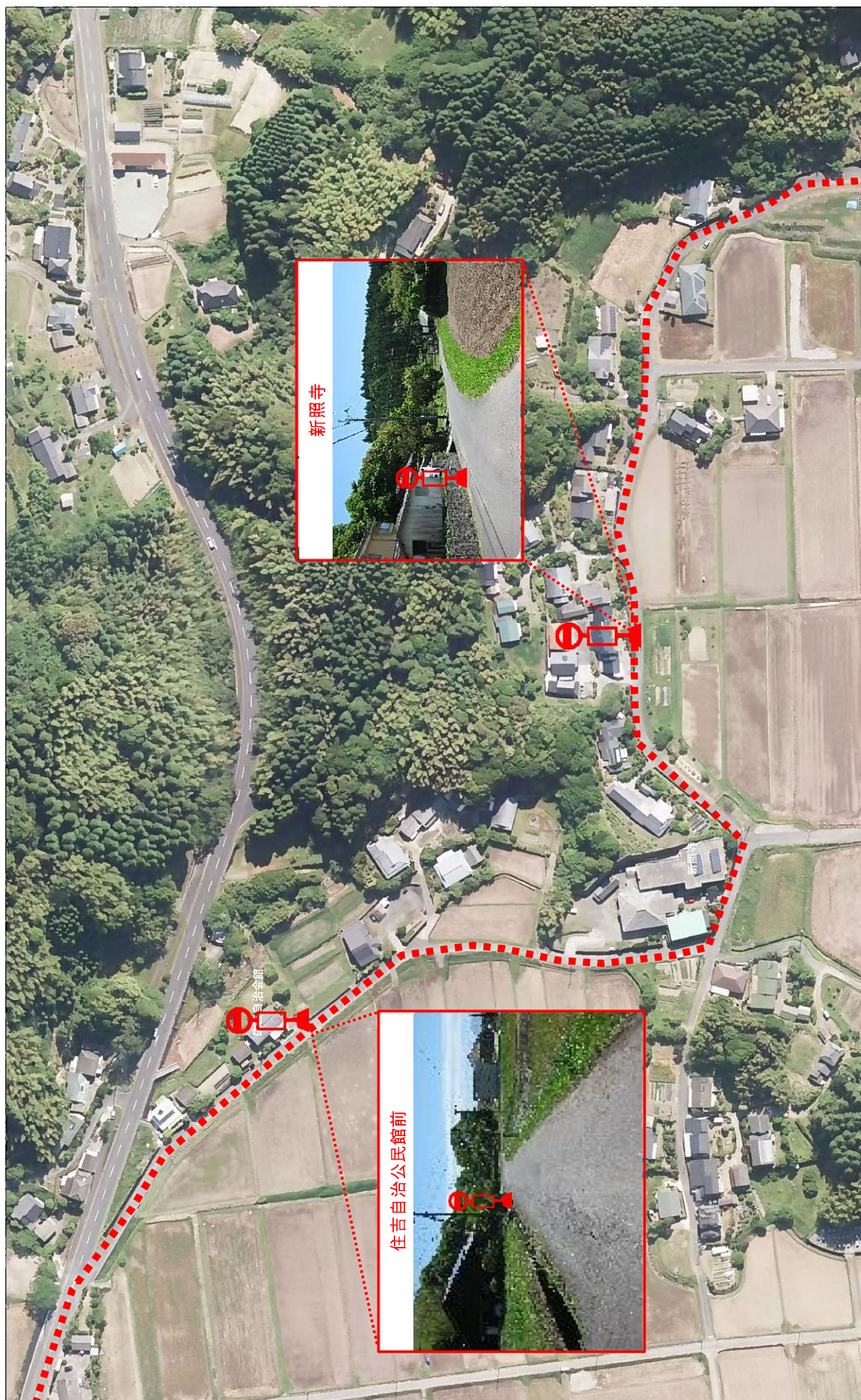
蒲生地区巡回バス（仮称）蒲生・山田・帖佐線 路線詳細：川東地区いきいき交流センター～住吉地区方面



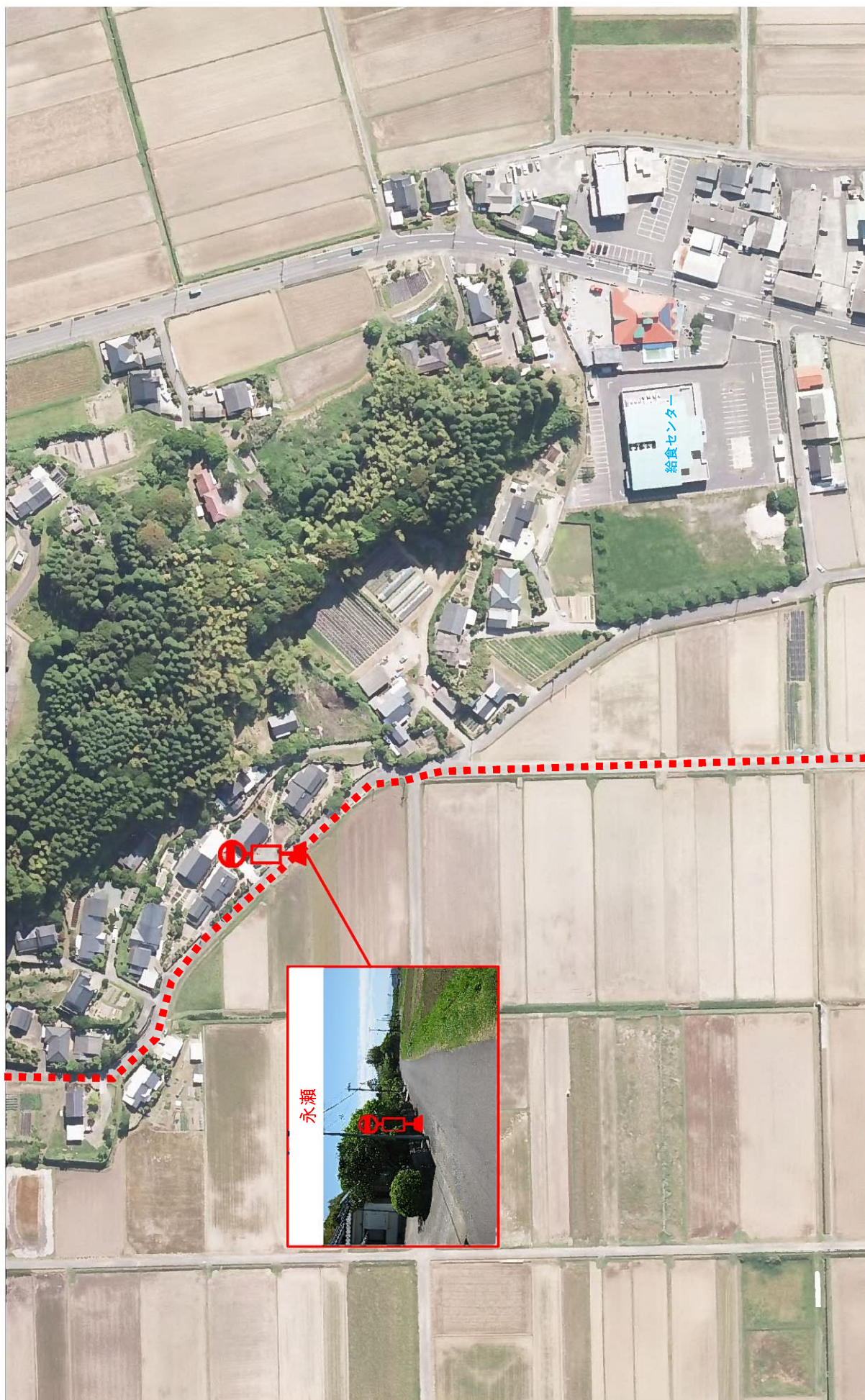
蒲生地区巡回バス（仮称）蒲生・山田・帖佐線 路線詳細：住吉池入口～住吉自治公民館前



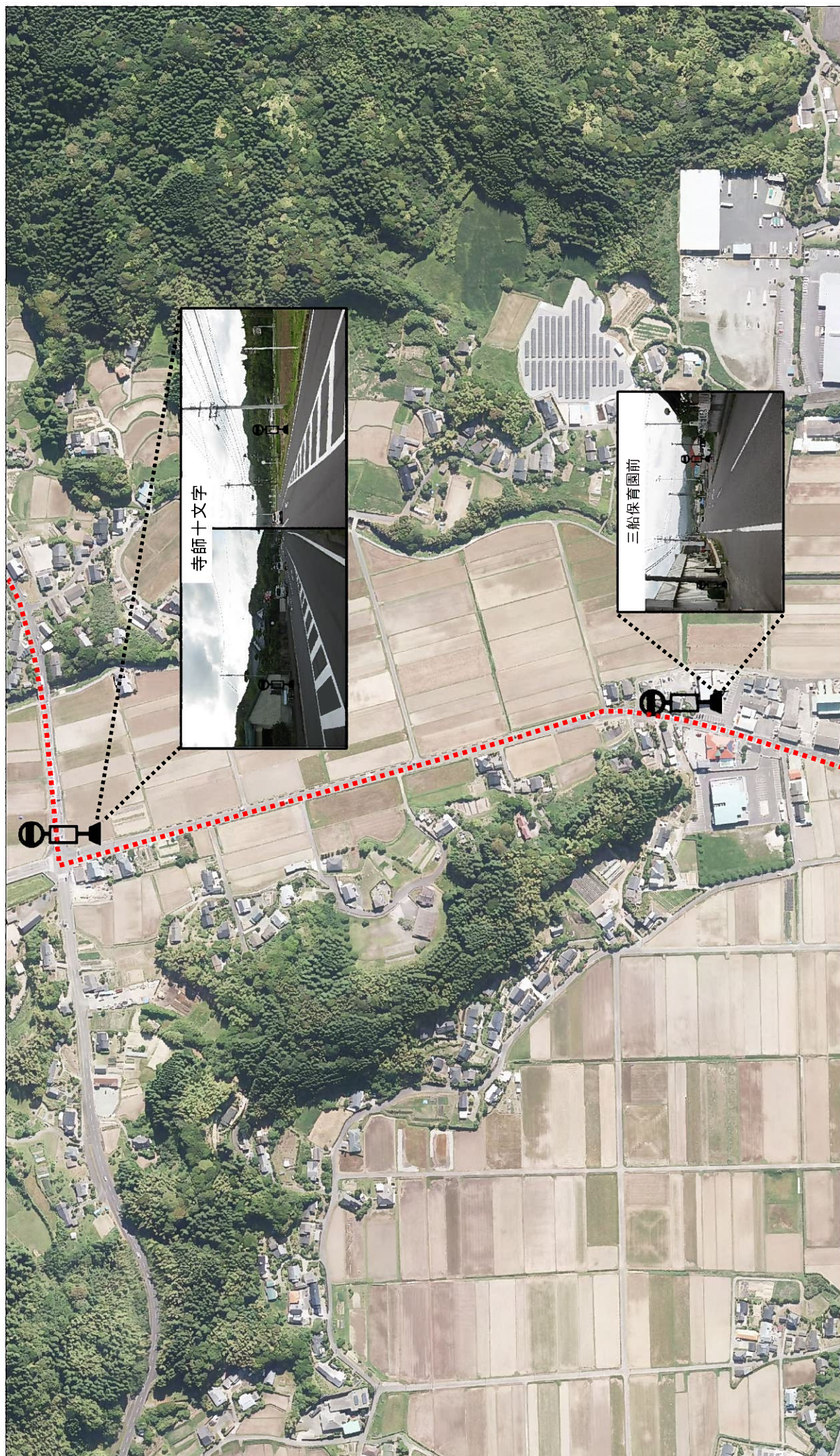
蒲生地区巡回バス（仮称）蒲生・山田・帖佐線 路線詳細：住吉自治公民館前～新照寺



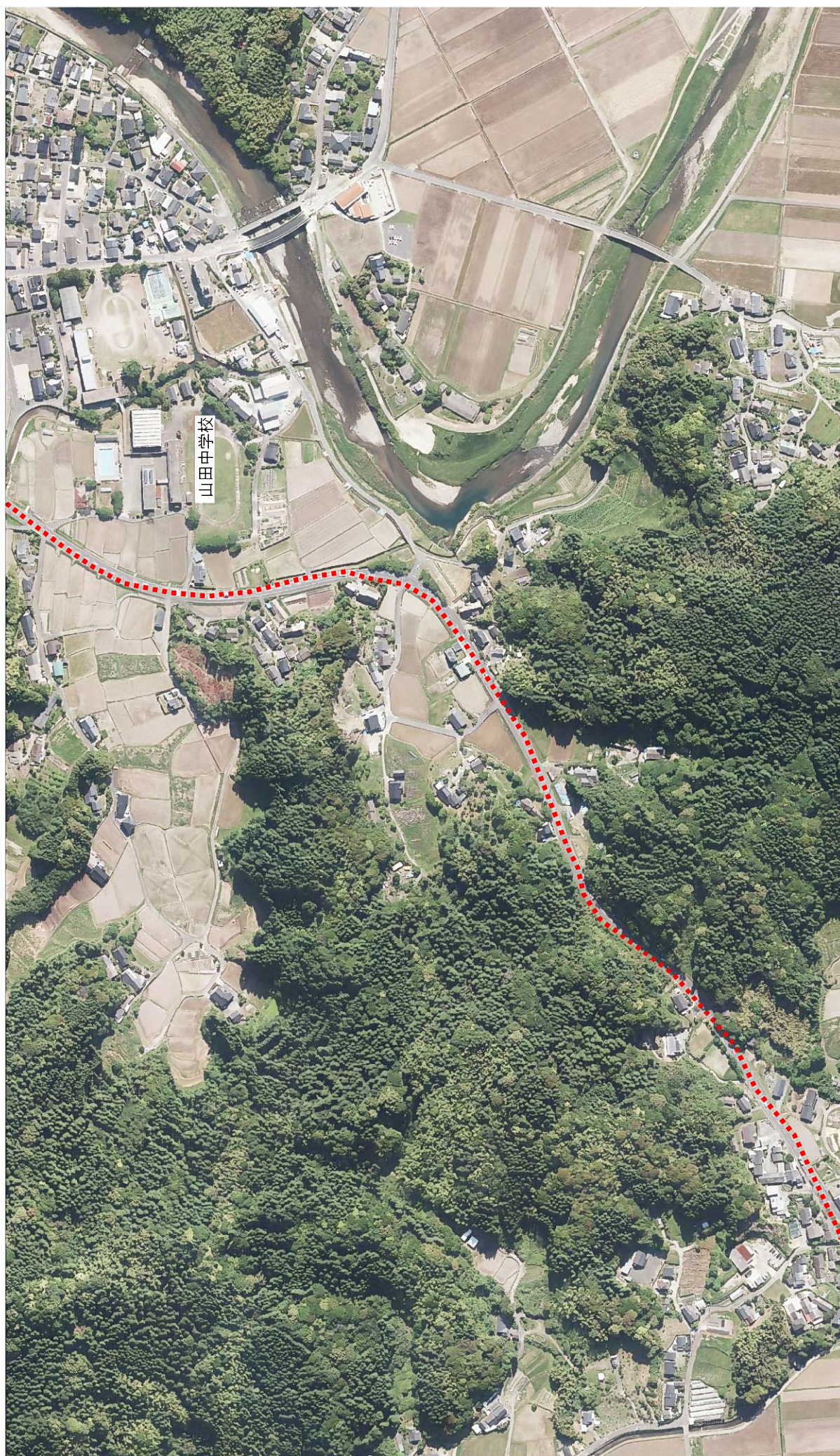
蒲生地区巡回バス（仮称）蒲生・山田・帖佐線 路線詳細：永瀬～三船地区方面



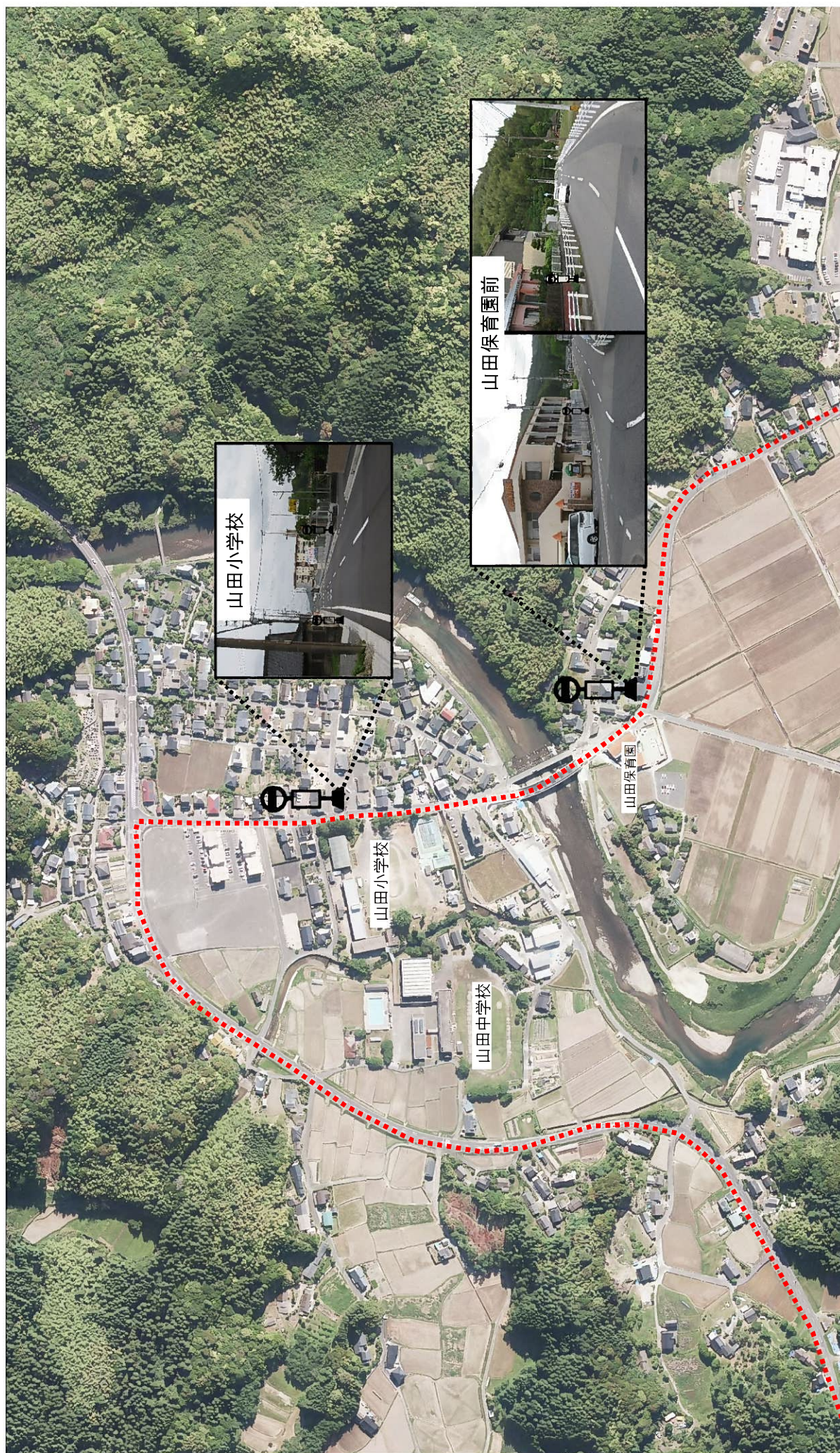
蒲生地区巡回バス（仮称）蒲生・山田・帖佐線 路線詳細：三船保育園前～寺師十文字

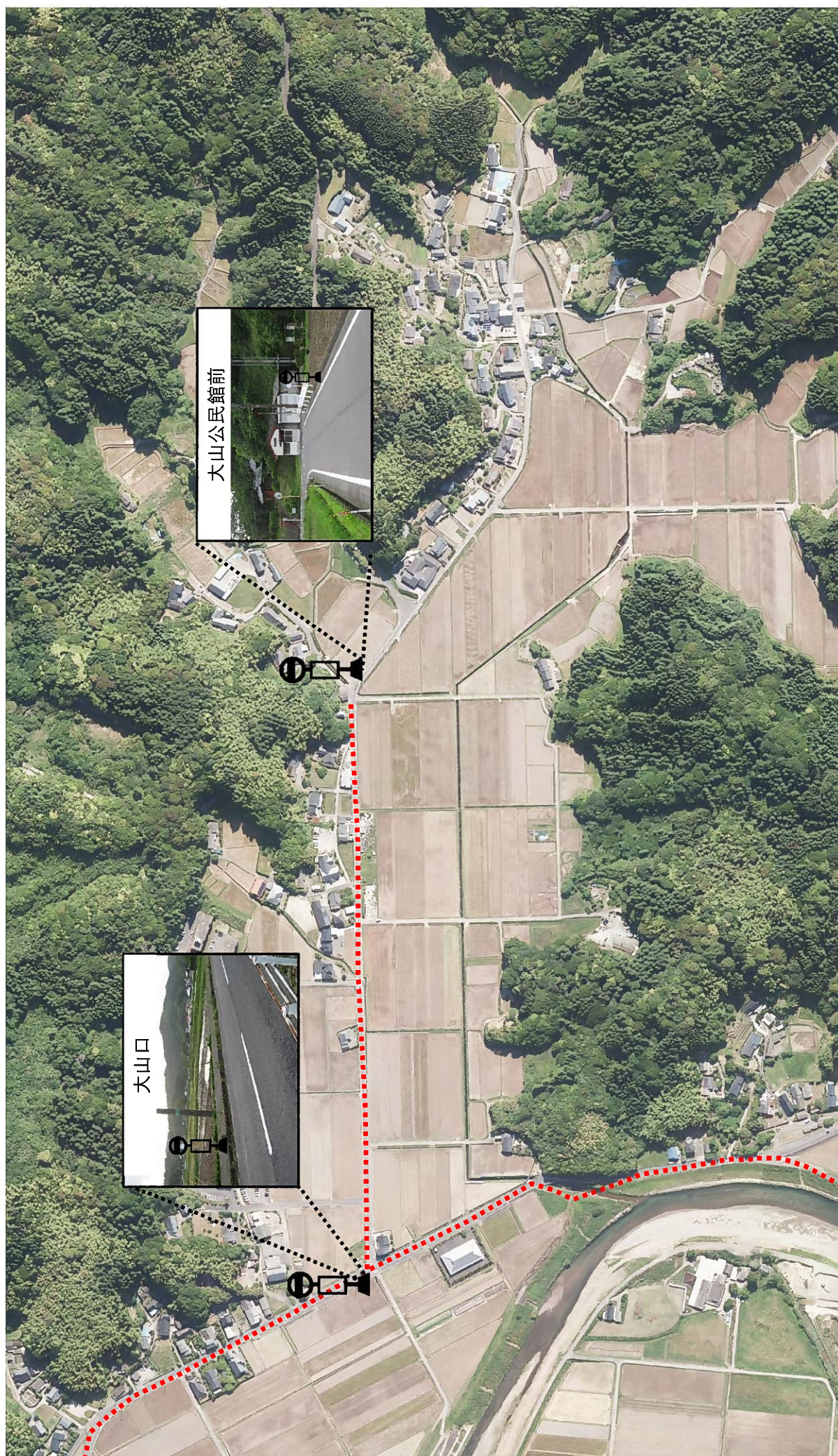


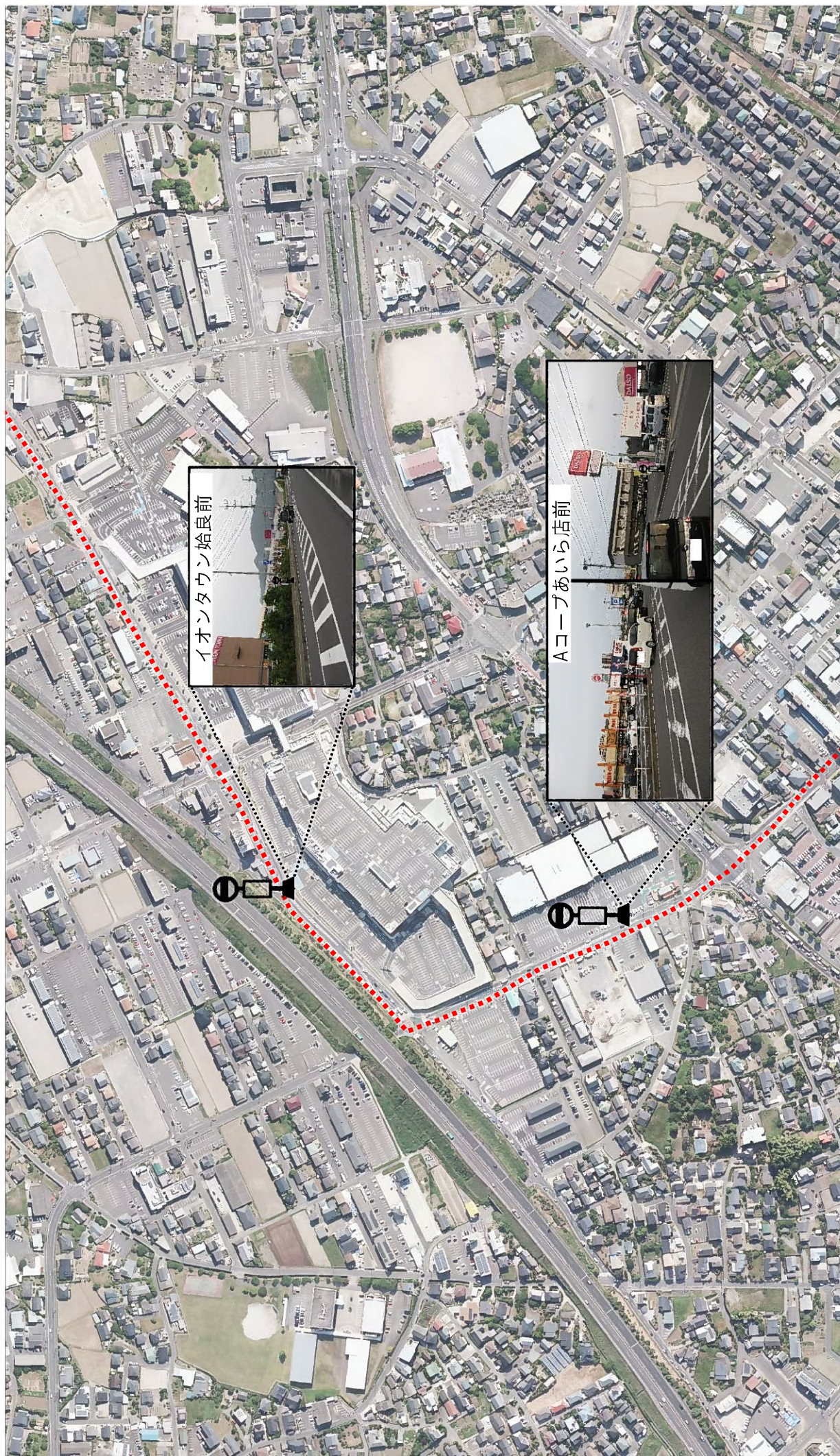
蒲生地区巡回バス（仮称）蒲生・山田・帖佐線 路線詳細：寺師十字～山田中学校方面



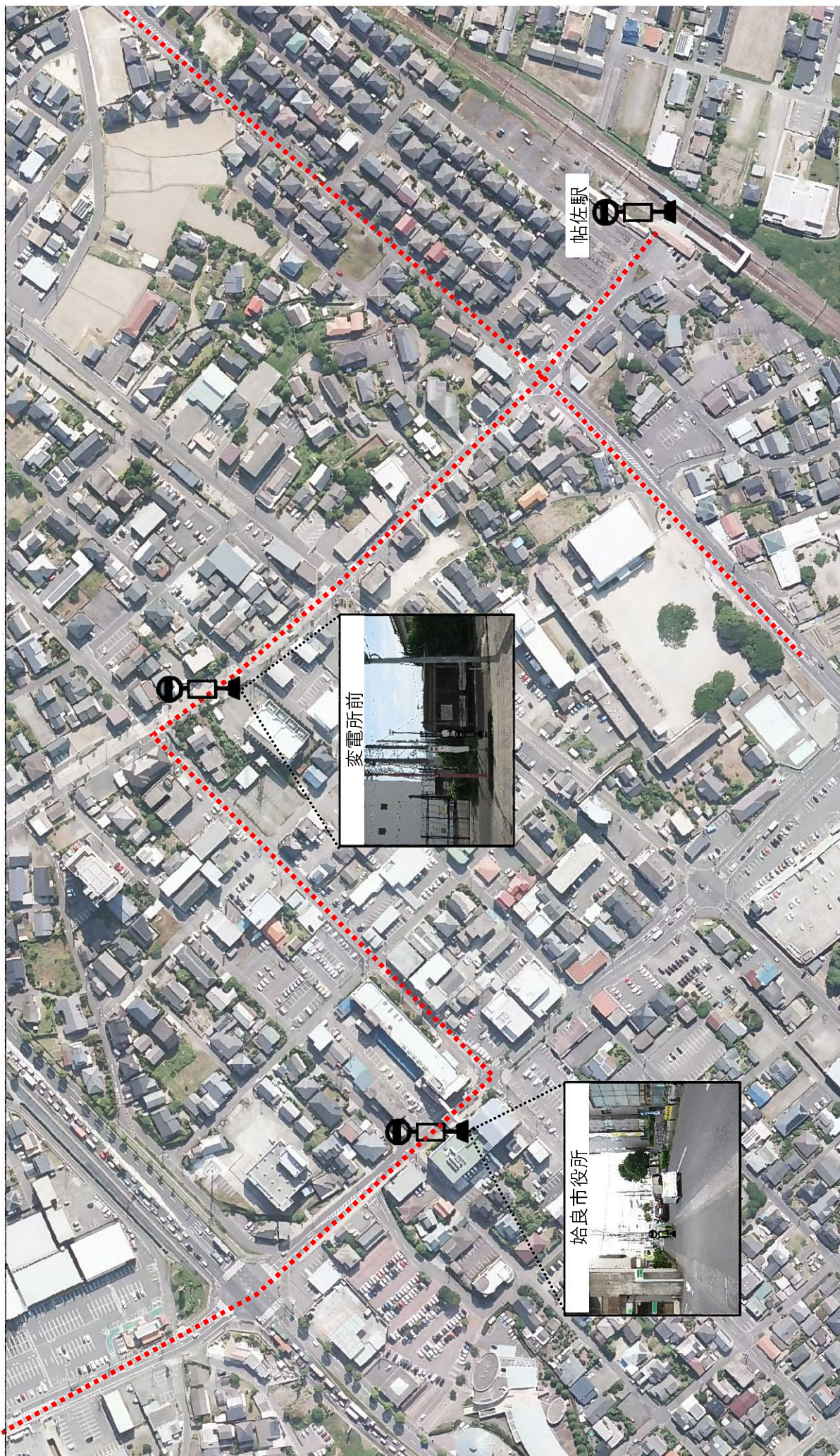
蒲生地区巡回バス（仮称）蒲生・山田・帖佐線 路線詳細：山田小学校～山田保育園前





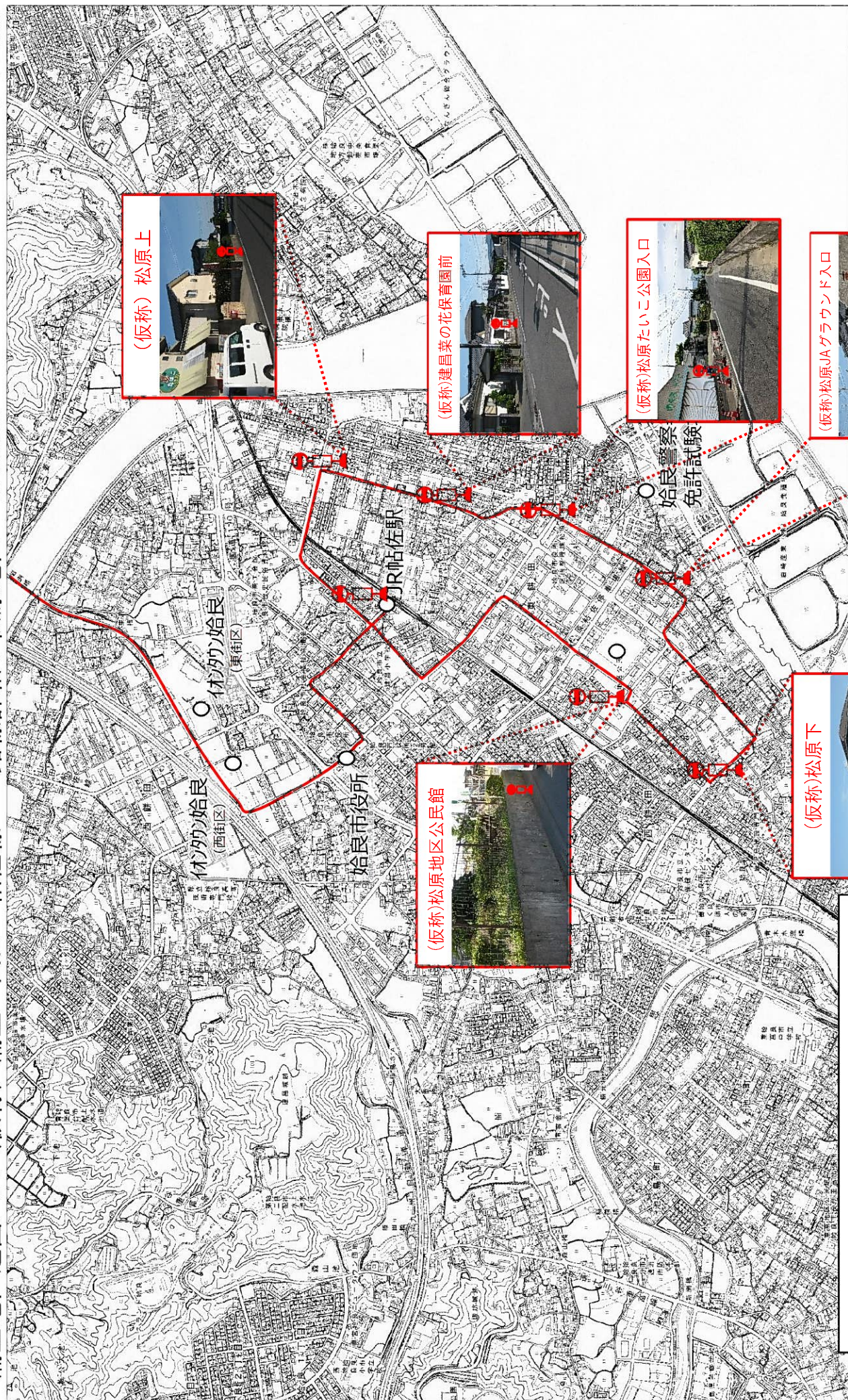


蒲生地区巡回バス（仮称）蒲生・山田・帖佐線 路線詳細：始良市役所～変電所前



蒲生地区巡回バス（仮称）蒲生・山田・帖佐線 ※4.8km

S = 1 : 12500



20190310MAGS REE0701

↑

蒲生地区巡回バス（蒲生・山田・帖佐線）



様式第 1－1（日本工業規格各 A 列 4 番）

始 地 交 第 号
令 和 2 年 月 日

国土交通大臣

氏名又は名称	始良市地域公共交通会議
住 所	鹿児島県始良市宮島町 25 番地
代 表 者 氏 名	会長 湯元 敏浩

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

令和 2 年 月 日

始良市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

始良市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

始良市においては、国道 10 号線沿いに運行する鉄道及び幹線バスを軸として、市域内の広範囲に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより公共交通網が構成されている。

コミュニティバスは平成 22 年 3 月における 3 町合併以前から運行しており、市街地と中山間地域を結ぶ「生活の足」として、日常生活に不可欠な移動手段となっているが、ライフスタイルの多様化や少子高齢化等により利用者は年々減少し、収支悪化により市の財政負担は増加している等大きな課題を抱えている。

そこで、本市は平成 29 年 3 月に、本市の公共交通施策のマスタープランとなる「始良市地域公共交通網形成計画」を策定した。本計画においては、公共交通の拠点を整備するとともに各拠点を結ぶ公共交通ネットワークを形成することで、市民の移動手段を確保することを計画しており、平成 31 年 3 月に策定した「始良市立地適正化計画」においても同様に位置づけられている。

特に、コミュニティバスの利用が少ない地域へは、新たな移動手段として、平成 30 年 10 月から始良市蒲生町新留地区において、予約型乗合タクシーが本格運行することとなった。さらに、令和 2 年 10 月からはその他の市内中山間地域においても予約型乗合タクシーの導入を予定するなど、高齢者や体の不自由な方への移動手段を拡充するとともに、地域住民の利便性の向上を図っているところである。

このようなことから、今後もコミュニティバスを維持・改善・確保することを目的に、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用するものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

目標値：運行収支率(運賃収入額を運行経費で除したもの)

路線名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新留地区予約型乗合タクシー	20.0%	20.5%	21.0%
大山地区予約型乗合タクシー	11.5%	12.0%	12.5%
久末地区高牧集落予約型乗合タクシー	19.5%	20.0%	20.5%
上名地区予約型乗合タクシー	11.5%	12.0%	12.5%
永原校区予約型乗合タクシー (菖蒲谷・嶽方面)	15.5%	16.0%	16.5%
永原校区予約型乗合タクシー (辺川方面)	7.5%	8.0%	8.5%
竜門校区予約型乗合タクシー (市来原・迫・西浦方面)	18.5%	19.0%	19.5%
中野地区予約型乗合タクシー	18.0%	18.5%	19.0%

目標値：対象路線の1便当たりの目標乗車人数

路線名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふるさとバス(蒲生・春花線)	3.0 人/便	3.1 人/便	3.2 人/便
蒲生地区巡回バス(帖佐・山田・蒲生線)	2.0 人/便	2.1 人/便	2.2 人/便
加治木地区循環バス(循環線)	2.0 人/便	2.1 人/便	2.2 人/便

(2)事業の効果

地域内フィーダー路線を維持することにより、該当地区に居住する高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、市街地及び隣接する市町へのアクセス手段が確保され、外出の促進・地域間交流の活性化につながることを期待される。

3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 路線バスも含めた公共交通の路線及び時刻が記載され、公共交通ネットワークの状況が一目で分かる総合時刻表の全戸配布(始良市地域公共交通会議)
- 利用促進を図るための地域住民との座談会の開催(始良市)
- 公共交通への周知・PRを目的とした公共交通フェアの開催(始良市地域公共交通会議)
- 市報やあいらびゅーFM(コミュニティラジオ放送)で公共交通についての情報周知。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1)予定している時刻・運行予定期間

別紙1参照

(2)運行事業者の決定の経緯

① ふるさとバス(蒲生・春花線)・・・有限会社あいら交通

当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている事業者は1社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

② 新留地区予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社

新留地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行っている事業者は、新川タクシー株式会社であることから、本事業者を運行事業者とする。

③ 大山地区予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社

大山地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行っている事業者は、新川タクシー株式会社であることから、本事業者を運行事業者とする。

④ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社

久末地区高牧集落において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行っている事業者は、新川タクシー株式会社であることから、本事業者を運行事業者とする。

⑤ 上名地区予約型乗合タクシー…有限会社安田タクシー(予定)

上名地区において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本業務を行える事業者は、有限会社安田タクシーのみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

⑥ 永原校区予約型乗合タクシー(菖蒲谷・嶽方面)…第一交通株式会社(予定)

永原校区(菖蒲谷・嶽方面)において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

⑦ 永原校区予約型乗合タクシー(辺川方面)…有限会社あい交通(予定)

永原校区(辺川方面)において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社あい交通のみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

⑧ 竜門校区予約型乗合タクシー(市来原・迫・西浦方面)…第一交通株式会社(予定)

竜門校区(市来原・迫・西浦方面)において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

⑨ 中野地区予約型乗合タクシー…新川タクシー株式会社(予定)

中野地区において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、新川タクシー株式会社のみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

⑩ 蒲生地区巡回バス(帖佐・山田・蒲生線)…南国交通株式会社(予定)

当該地区において、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている事業者は南国交通株式会社のみであるため、本事業者を運行事業者とする予定である。

⑪ 加治木地区循環バス(循環線)…鹿児島交通株式会社(予定)

当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている事業者は1社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

(3)地域内フィーダー系統の補足(既存交通や地域間幹線交通との関係や、整合性を図っている旨(要綱別表7のハ)の説明等)

① ふるさとバス(蒲生・春花線)

当該路線の他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

② 新留地区予約型乗合タクシー

当該路線の他に重複する路線はない。さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。

③ 大山地区予約型乗合タクシー

当該路線は、既存路線である「始良市蒲生地区巡回バス(大山・白男線)」を廃止し、代替手段として新規に導入する路線であり、この他に重複する路線はない。

さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第32条の適用さ

れる要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。

④ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー

当該路線は、既存路線である「始良市蒲生地区巡回バス(久末・高牧線)」を廃止し、代替手段として新規に導入する路線であり、この他に重複する路線はない。

さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第 32 条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。

⑤ 上名地区予約型乗合タクシー

当該路線は、既存路線である「始良市上名地区乗合バス」を廃止し、代替手段として新規に導入する路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道 10 号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑥ 永原校区(菖蒲谷・嶽方面)予約型乗合タクシー

当該路線は、既存路線である「始良市加治木地区循環バス(嶽線)」を廃止し、代替手段として新規に導入する路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道 10 号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑦ 永原校区(辺川方面)予約型乗合タクシー

当該路線は、既存路線である「始良市加治木地区循環バス(嶽線)」を廃止し、代替手段として新規に導入する路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道 10 号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑧ 竜門校区(市来原・迫・西浦方面)予約型乗合タクシー

当該路線は、既存路線である「始良市加治木地区循環バス(市来原・迫線)」を廃止し、代替手段として新規に導入する路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道 10 号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑨ 中野地区予約型乗合タクシー

当該路線は、既存路線である「始良市加治木地区循環バス(中野線)(長谷線)」を廃止し、代替手段として新規に導入する路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道 10 号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑩ 蒲生地区巡回バス(帖佐・山田・蒲生線)

当該路線の他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道 10 号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑪ 加治木地区循環バス(循環線)

当該路線の他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道 10 号線へも接続し、市内から市外への移動も行える路線となる。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行事業者への委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を委託料として支払うこととしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
■ ふるさとバス(蒲生・春花線)・・・有限会社あいら交通 ■ 新留地区予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社 ■ 大山地区予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社 ■ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社 ■ 上名地区予約型乗合タクシー・・・有限会社安田タクシー(予定) ■ 永原校区(菖蒲谷・嶽方面)予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社(予定) ■ 永原校区(辺川方面)予約型乗合タクシー・・・有限会社あいら交通(予定) ■ 竜門校区(市来原・迫・西浦方面)予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社(予定) ■ 中野地区予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社(予定) ■ 蒲生地区巡回バス(帖佐・山田・蒲生線)・・・南国交通株式会社(予定) ■ 加治木地区循環バス(循環線)・・・鹿児島交通株式会社(予定)
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車輛の取得に係る目的・必要性 【車輛減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 当該補助金を活用し、新たに車両を導入する蒲生地区巡回バス(帖佐・山田・蒲生線)は少子高齢化が進んだ中山間地域を主に運行するため、利用者も高齢者が主になると想定される。運行予定地域の高齢者を対象に座談会を開催したところ、「車輛入口の段差(階段)があるため乗降の際に不安である。」との声が多く聞かれた。このようなことから、安全な輸送を確保するために、低床バス車輛(ノンステップ型)を取得する。
14. 車輛の取得に係る定量的な目標・効果 【車輛減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1)事業の目標 1. ふるさとバス(蒲生・春花線) 導入車両 低床バス車輛(ノンステップ型) ※26 人乗り 導入時期 令和元年9月(同月運行開始) 2. 蒲生地区巡回バス(帖佐・山田・蒲生線) 導入車両 低床バス車輛(ノンステップ型) ※26 人乗り 導入時期 未定(令和3年9月までに導入・運行予定) (2)事業の効果 低床型の車輛を導入することで、足腰に不安のあった高齢者等の利用につながり、運行収支の改善につながる事が期待できる。
15. 車輛の取得計画の概要及び車輛の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車輛減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 ※なお、始良市から運行事業者への委託料については、国庫補助金を差し引いた差額分を支払うこととしている。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車輛の代替による費用削減等の内容、代替車輛を活用した利用促進策) 【公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論 令和2年7月21日(火)に開催した令和2年度第2回始良市地域公共交通会議において、本計画について合意が得られた。
18. 利用者等の意見の反映状況 当該路線の沿線となる地域住民と、公共交通に関する座談会やアンケート調査・バスへ乗り込み調査を開催し、本計画に関する意見を聴取した結果、新規路線沿線に居住する住民から計画のとおり路線が新設されれば、利用したいとの意見が多くあった。 さらに、公共交通会議での利用者代表者(身体障害者協会、老人クラブ連合会等)や座談会に出席した実際の利用者から、バス車輛への乗降のしやすさを求める声が多くあったため、低床バス車輛(ノンステップ型)を導入した。

19. 協議会メンバーの構成員	
関 係 都 道 府 県	鹿児島県
関 係 市 区 町 村	姶良市
交通事業者・交通施設管理者等	南国交通株式会社 鹿児島交通株式会社 有限会社あいら交通 新川タクシー株式会社 鹿児島国道事務所 姶良警察署
地 方 運 輸 局	九州運輸局鹿児島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	姶良市商工会 姶良市観光協会 利用者代表者等

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿児島県姶良市宮島町 25 番地

(所 属) 姶良市企画部地域政策課

(氏 名) 上松 孝平

(電 話) 0995-66-3121

(e-mail) seisaku@city.aira.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
始良市	(有)あいらい交通	(1) ふるさとバス(蒲生春花線)	帖佐駅	春花	くすくす館	往 13.6 km 復 13.6 km	294日	882回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿兒島交通(株)の「伊敷ニュータウン線」・国分～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」にて接続	③
	新川タクシー(株)	(2) 新留地区予約型乗合タクシー		蒲生町新留地区		往 km 復 km	96日	384回		区域	②(1)	南国交通(株)の「鹿兒島中央駅～重富～蒲生・橋田」「鹿兒島中央駅～重富～蒲生・橋田」「橋田車庫～帖佐駅」～鹿兒島中央」「橋田車庫～老神～帖佐駅」に接続	③
	新川タクシー(株)	(3) 大山地地区予約型乗合タクシー		蒲生町大山地地区		往 km 復 km	100日	400回		区域	②(1)	南国交通(株)の「鹿兒島中央駅～重富～蒲生・橋田」「鹿兒島中央駅～重富～蒲生・橋田」「橋田車庫～帖佐駅」～鹿兒島中央」に接続	③
	新川タクシー(株)	(4) 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー		蒲生町久末地区高牧集落		往 km 復 km	100日	400回		区域	②(1)	南国交通(株)の「鹿兒島中央駅～教育センター～橋田」「橋田～伊ノヶ崎」～重久車庫」「橋田車庫前～蒲生・重富～武園ハイランド」に接続	③
	(有)安田タクシー	(5) 上名地区予約型乗合タクシー		上名地区		往 km 復 km	99日	594回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿兒島交通(株)の「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」にて接続	①
	第一交通(株)	(6) 永原校区(舊蒲谷・嶽方面)予約型乗合タクシー		永原校区(舊蒲谷・嶽方面)		往 km 復 km	148日	888回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿兒島交通(株)の「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」にて接続	①
	(有)あいら交通	(7) 永原校区(辺川方面)予約型乗合タクシー		永原校区(辺川方面)		往 km 復 km	149日	894回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿兒島交通(株)の「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」にて接続	①
	第一交通(株)	(8) 竜門校区(市来原・迫方面)予約型乗合タクシー		竜門校区(市来原・迫方面)		往 km 復 km	149日	894回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿兒島交通(株)の「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」にて接続	①
	新川タクシー(株)	(9) 中野地区予約型乗合タクシー		中野地区		往 km 復 km	99日	594回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿兒島交通(株)の「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」にて接続	①
	南国交通(株)	(10) 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)	くすくす館	帖佐駅	くすくす館	往 19.2 km 復 19.2 km	99日	198回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿兒島交通(株)の「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」にて接続	①
	鹿兒島交通(株)	(11) 加治木地区循環バス(循環線)	加治木総合支所	帖佐駅	加治木総合支所	往 32.2 km 復 32.2 km	294日	2058回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿兒島交通(株)の「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」「伊敷ニュータウン線」～重久車庫」にて接続	①

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「キロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特別措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	始良市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	38,417
交通不便地域	6,498

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
6,498	旧蒲生町	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通網形成計画	平成29年3月22日	H31

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2. (1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。

4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

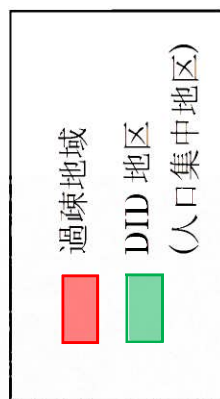
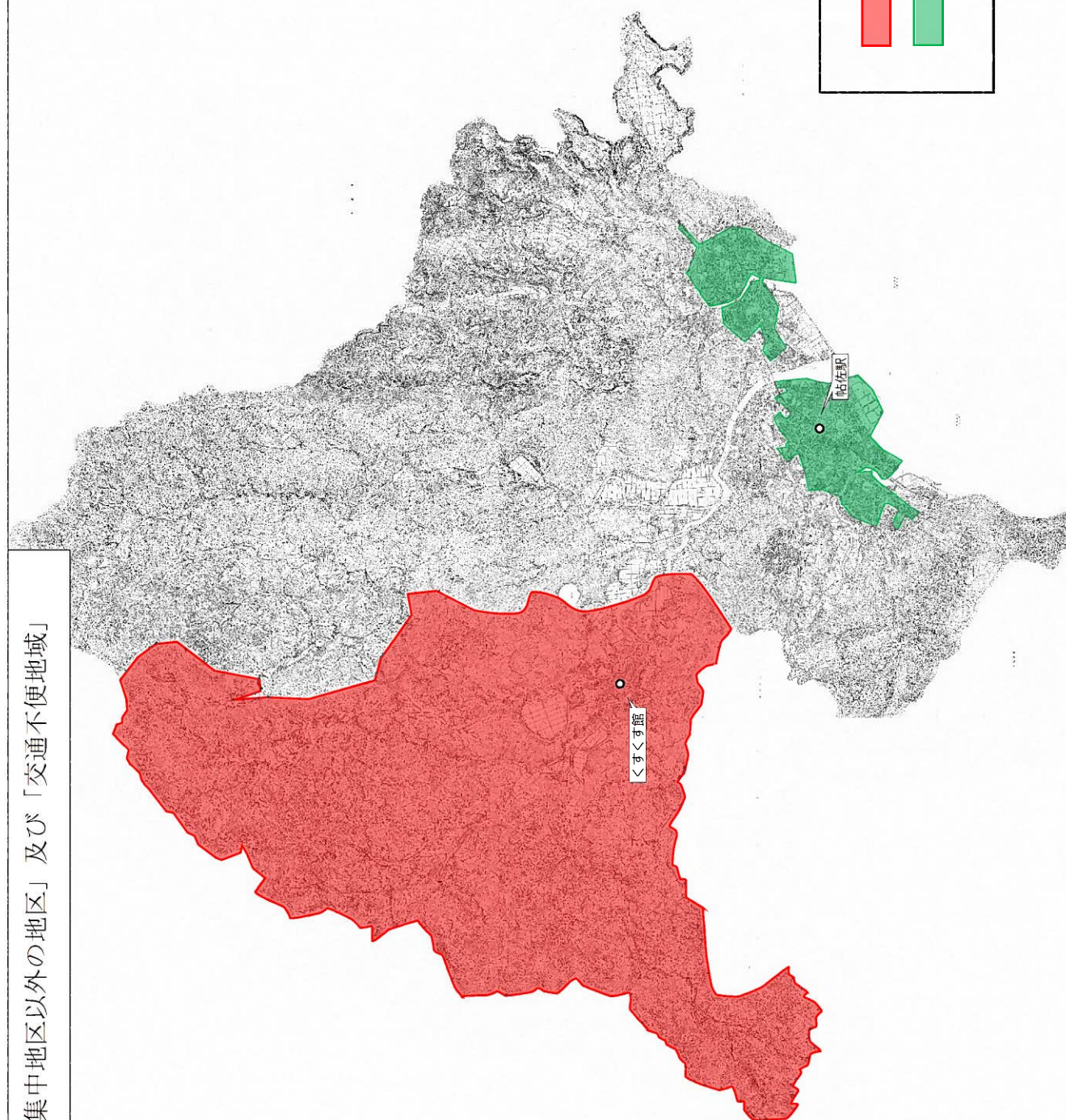
表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
始良市	(有)あいら交通	1	(1) ふるさとバス (蒲生・春花線)	イ	ノンステップ型	スロープ付き	26	R1.9		一括
	南国交通(株)	2	(2) 蒲生地区巡回バス (蒲生・山田・帖佐線)		ノンステップ型	スロープ付き	26			一括
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「O」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表5 添付資料：「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域」



計画運行回数等の算出根拠

申請 番号	系統名	キロ 程度	令和3年度 運行計画																計画 運行 回数	計画 運行 日数	計画 運行 回数	計画 運行 日数	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			1日当たりの運行回数							運行日数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	祝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	大山地区予約型乗合タクシー		0.0	0.0	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	50	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和3年度日数														令和3年度運休日数(日・祝・1/1～1/3運休)														令和2年度 運行日数			
	令和2年				令和3年								計 ①	令和元年				令和2年								計 ②		計①-計②			
	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				9月		
月	4	4	4		3	4	5	4	4	4	4	3	5	3	47	月	4	4	4	3	4	4	4	3	5	3	47	月	0		
火	4	3	5		4	3	5	4	4	3	5	4	5	4	49	火	4	3	5	4	3	5	4	4	5	4	49	火	0		
水	4	4	5		4	4	5	4	3	5	4	3	5	5	50	水											0	水	50		
木	5	4	5		4	3	4	4	4	4	5	4	4	4	50	木	5	4	5	4	4	4	4	5	4	4	50	木	0		
金	5	4	4		4	4	4	5	4	4	4	5	4	4	51	金											0	金	51		
土	5	4	4		5	4	3	4	5	4	5	4	4	4	51	土	5	4	4	3	4	5	4	5	4	4	51	土	0		
日	4	5	4		5	4	4	4	5	4	4	4	5	4	52	日	4	5	4	4	4	5	4	4	5	4	52	日	0		
祝	0	2	0		2	2	1	1	1	3	0	1	1	2	15	祝	0	2	0	1	1	3	0	1	1	2	15	祝	0		
計	31	30	31		31	28	31	30	31	30	31	31	31	30	365	計	22	22	22	23	20	22	21	24	21	22	24	21	264	計	101

計画運行回数等の算出根拠

申請 番号	系統名	キロ 程度	令和3年度 運行計画																計画 運行 回数	計画 運行 回数	計画 実車 走行 キロ	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			1日当たりの運行回数							運行日数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	祝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	米原校区(普通科・専門科)平均授業時数		6.0	0.0	6.0	0.0	6.0	0.0	0.0	0.0	47	0	50	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和3年度日数																			令和3年度運休日数(日・祝・1/1～1/3運休)												令和2年度 運行日数	
		令和2年			令和3年							計①		令和2年										計②								
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計①-計②						
月	4	4	4	4	3	4	5	4	4	4	4	3	5	3	47	月										0	月	47				
火	4	3	5	4	4	3	5	4	3	5	4	4	4	4	49	火	4	3	5	4	3	5	4	5	4	4	49	火	0			
水	4	4	5	4	3	5	4	3	5	4	3	5	4	5	50	水										0	水	50				
木	5	4	5	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	50	木	5	4	5	4	4	4	4	5	4	4	50	木	0			
金	5	4	4	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	4	51	金										0	金	51				
土	5	4	4	4	4	3	4	4	5	4	5	4	4	4	51	土	5	4	4	3	4	5	4	5	4	4	51	土	0			
日	4	5	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	5	4	52	日	4	5	4	4	4	5	4	4	5	4	52	日	0			
祝	0	2	0	2	1	1	1	3	0	1	1	1	2	15	祝	0	2	0	2	1	1	3	0	1	1	2	15	祝	0			
計	31	30	31	31	30	31	31	30	31	31	31	31	30	365	計	18	18	18	20	16	17	17	20	17	19	18	217	計	148			